

要 望 書

2012年11月29日

福岡市長 高島宗一郎 殿

福岡市保健福祉局 総務部 保護課 殿

福岡市経済振興局 産業政策部 雇用労働課 殿

福岡・築港日雇労働組合

福岡市博多区〇〇〇△-△-××

TEL/FAX 092—263—8632

福岡市は、「生活保護より仕事がほしい」「体が動くうちは働いて暮らしたい」という日雇い・野宿の労働者の声に一切耳を貸さずに、生活保護一辺倒の施策を押し通してきた。それとて、誰彼かまわず生活保護の受給を勧めたかと思えば、今度は、「生活保護費が財政を圧迫する」という理由で、締め付けと切り捨てを強めている。

このような場当たり的な対応では、何も解決しないことは明らかだ。その場しのぎの施策では、野宿せざるをえない者が生み出される根本問題にはまったく手をつけることができないからだ。問題の根本には、「働きたくても仕事がない」という現実がある。この現実には無策を決め込んでおいて、生活保護を申請・受給する者に「仕事を探せ」と迫るだけでは、行政の責任を果たすことは到底できない。今後さらに大量の失業者が生み出される情勢に対応することもできない。

福岡市は、すでに破綻した施策にいつまでしがみつくなのか。このかん民主党も自民党も、そして国一厚生労働省も、生活保護の水準の切り下げ、支給要件の厳格化などをさかんに唱えているが、福岡市もまた、再び多くの労働者を路頭に放り出すつもりなのか。

今こそ福岡市は、ただちに日雇い・野宿の労働者のための就労対策を開始するべきである。ついては、下記の諸点につき、強く要望するものである。

記

一、東京都が山谷で行なっている「特別就労事業」のような、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を行なうこと。

一、その際、日雇い・野宿の労働者の生活実態に合わせて、①築港を集合場所とすること、②輪番制の実施、③賃金の日払い、④作業現場への送り迎え、⑤日雇い雇用保険の適用と被保険者手帳の作成、を行なうこと。

一、以上の内容について、早急にわれわれとの話し合いの場を設けること。

以上